米子市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月
米子市教育委員会

１．計画の趣旨、現状

⑴計画の趣旨

現在、学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の長時間の業務が常態化しているのが実態である。教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるためにも、「米子市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、学校現場の働き方改革に取り組む。

【目的】

教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図る。

⑵本市の現状

○本市では、令和２年４月に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「米子市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の在校等時間における超過勤務時間（以下超過勤務時間）の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の超過勤務時間の状況】

	年平均	月４５時間を上回る割合	年間３６０時間を上回る割合
小学校	３０２．２時間	１５．４％	３５．８％
中学校	３２７．４時間	１９．８％	４０．８％

○超過勤務時間が月４５時間を超える割合が小学校は約１５％、中学校は約２０％と多くなっている。小学校では「担任業務」、中学校では「分掌業務」や「部活動」などの業務の負担が大きくなっており、それぞれの業務について、新たな視点や要素による構造的な改革や工夫を積み重ねることによって、教育職員の業務に、教育の質的向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第８条の規定に基づき本計画を策定するものである。

２．目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

⑴在校等時間に関する目標

①超過勤務時間が月４５時間、年間３６０時間を超える長時間勤務者の解消

②１年間における１か月超過勤務時間の平均時間が３０時間以下

【参考】

これまでの長時間勤務者の人数、全教職員に占める割合の推移

	月 45 時間超人数（※１）				年間 360 時間超人数			
	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7
小学校	92.1 人 (16.7%)	77.0 人 (14.4%)	80.4 人 (15.4%)	71.5 人 (13.1%)	230 人 (41.6%)	192 人 (36.0%)	187 人 (35.8%)	174 人 (31.9%)
中学校	73.5 人 (22.3%)	73.1 人 (21.5%)	61.2 人 (19.8%)	62.9 人 (20.4%)	140 人 (42.6%)	136 人 (40.0%)	126 人 (40.8%)	133 人 (43.2%)

※１　１カ月当たりの平均人数（年間延べ人数÷月数）

⑵ワーク・ライフ・バランス等に関する目標

①年間の年次有給休暇の平均取得日数を１５日以上

②ストレスチェックの実施率１００％

【参考】

これまでの年次有給休暇の平均取得日数及びストレスチェックの実施率の推移

	年次有給休暇の取得状況				ストレスチェック実施率			
	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7
小学校	11.8 日	15.3 日	13.5 日	11.6 日	82.9%	82.6%	78.6%	86.5%
中学校	10.8 日	13.1 日	13.2 日	10.7 日	80.0%	82.4%	82.7%	86.7%

３．計画の期間

令和８年度～令和１１年度

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

⑴「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

ア　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、少年指導委員会等が行っている見回りに委ねることとする。

・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

・学校徴収金について、徴収手続等を精査し、校務ＤＸ化を推進する。

エ　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

オ　調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・学校に依頼する調査等を精選するとともに、校務ＤＸ化を推進し、市から発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

カ　学校の広報資料・ウェブサイトの作成（「３分類」⑦関係）

・市で統一した保護者向けのデジタル連絡ツールを導入し、教育委員会と学校が連携を図りながら、効果的に情報提供を行う。

キ　学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）

・水泳授業について、学校外施設の活用を拡充し、学校プール管理業務の削減を推進する。

・学校体育館の地域開放事業の管理業務は、教育委員会が行う。

ク　部活動（「３分類」⑬関係）

・令和８年度から休日の部活動の地域展開を一部開始し、令和１３年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実施する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ケ　授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯）

・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の拡充を図る。

・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによ

って、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

コ　支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を充実する。

・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を充実する。

・医療的ケア看護職員等、医療に関する専門的な人材を、適切に学校へ配置する。

④その他

・教育委員会事務局と首長部局が連携し、デジタル化及び業務効率化を推進する。

⑵学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で１，０８６単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

②当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

③「ＧＩＧＡスクール構想の下での校務ＤＸチェックリスト」を参考にし、デジタル技術の活用による校務の効率化を推進する。

④衛生推進委員会等を開催しながら、教職員の心身の健康と職場環境をより良い状態に向上させるための取組を推進する。

⑶教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①超過時間が月８０時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教育職員に医師による面接指導を実施する。

②１１時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組む。

③ストレスチェックの実施率を１００％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

④心身の健康問題について相談窓口を設置する。

⑤夏季休業・冬季休業の期間中に７日間程度の対外業務停止日（週休日含む）

の設定を行うとともに、定時退校日の設定に向けた取組を推進する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

⑴取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外業務時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

⑵学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、県教育委員会・関係部局・関係機関とともに取り組む。

⑶超過時間にかかる目標の達成状況については、導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、導入しているストレスチェックの結果から把握する。

⑷教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

⑸本市において年１回以上「働き方改革推進協議会」を開催し、本計画の進捗状況を確認するとともに、取組の充実に向けた意見収集の機会とする。

⑹各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職に対する指導を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

⑺保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに協力を得られるよう取り組む。